

4 償却資産に関する概要調書

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 長野県  
市町村名 長野市

区分 個人・ 法人の別	行番号	総 数 (イ) (人)	(1)	(2)	(3)
			法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)	
個人	9 0 1 0	12 4,634	21 3,063	30 1,571	38
法人	0 2 0	8,159	4,263	3,896	
合計	0 3 0	12,793	7,326	5,467	

地方公共団体コード	表番号
12020111	7708

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ)以外のもの(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9010	1249,633,994	2549,449,017	38125,114	5149,323,903 <sup>63</sup>
	機械及び装置	020	126,302,892	122,355,072	2,244,864	120,110,208
	船舶	030	8,902	8,902		8,902
	航空機	040	286	286		286
	車両及び運搬具	050	2,008,414	2,006,325	2,089	2,004,236
	工具,器具及び備品	060	42,422,095	42,341,104	25,108	42,315,996
	小計(ハ)	070	220,376,583	216,160,706	2,397,175	213,763,531
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定し,配分したもの	総務大臣が価格等を決定し,配分したもの	080	199,740,149	110,886,547		
	道府県知事が価格等を決定し,配分したもの	090	8,091,590	5,757,132		
	小計(ニ)	100	207,831,739	116,643,679		
	合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	110				
同内上訳	市町村分の額	130		332,804,385		
	道府県分の額	140				

地方公共団体コード	表番号
12020111771	8

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ)以外のもの(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9010	123,560,326	253,560,326	38	513,560,326 <sup>63</sup>
	機械及び装置	020	2,776,890	2,776,890		2,776,890
	船舶	030		0		
	航空機	040		0		
	車両及び運搬具	050	15,217	15,217		15,217
	工具、器具及び備品	060	1,238,430	1,238,430		1,238,430
	小計(ハ)	070	7,590,863	7,590,863	0	7,590,863
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	080				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	090				
	小計(ニ)	100	0	0		
同内	市町村分の額	130		7,590,863		
上訳	道府県分の額	140				
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)		120	7,590,863	7,590,863		

地方公共団体コード	表番号
12020111	7728

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9010	1246,073,668	2545,888,691	38125,114	5145,763,577 <sup>63</sup>
	機械及び装置	020	123,526,002	119,578,182	2,244,864	117,333,318
	船舶	030	8,902	8,902		8,902
	航空機	040	286	286		286
	車両及び運搬具	050	1,993,197	1,991,108	2,089	1,989,019
	工具、器具及び備品	060	41,183,665	41,102,674	25,108	41,077,566
	小計(ハ)	070	212,785,720	208,569,843	2,397,175	206,172,668
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	080	199,740,149	110,886,547		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	090	8,091,590	5,757,132		
	小計(ニ)	100	207,831,739	116,643,679		
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	110					
同内上訳	市町村分の額	130		325,213,522		
	道府県分の額	140				

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(3) (B) (C)	(4) (A) × (B) (D) (C) (千円)		
				(2)					
				課税標準率 (B) (C)	(2)				
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項 (新線構築物)  (新線立体交差化施設)  第 2 項 (ガス事業用資産)  第 3 項 (農業協同組合等共同利用機械)  第 4 項 (外航船舶) (準外航船舶)  第 5 項 (内航船舶)  第 6 項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))  第 7 項 (国際路線用航空機)  第 8 項 (離島路線用航空機) (小型離島航空機)  第 9 項 (日本放送協会)  第 10 項 (日本原子力開発機構)  第 12 項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	9 0 1 0	12	25	27	29			
		0 2 0		1	3				
		0 3 0		2	3				
		0 4 0		1	6				
		0 5 0		1	3				
		0 6 0	14,293	2	3	9,529			
		0 7 0		1	2				
		0 8 0		1	6				
		0 9 0		1	4				
		1 0 0		1	2				
		1 1 0		1	6				
		1 2 0		1	5				
		1 3 0		1	10				
		1 4 0		2	15				
		1 5 0		1	3				
		1 6 0		2	3				
		1 7 0		1	4				
		1 8 0	1,118,425	1	2	559,212			
		1 9 0		1	3				
		2 0 0		2	3				
		2 1 0		1	6				
		2 2 0		1	3				

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) 課税標準(B) の特例率(C)	(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				(B)	(C)		
				(A)	(B)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項 ①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12	25	27	29	
		2 4 0		1	6		
		2 5 0		1	9		
		2 6 0		1	36		
	第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 7 0		1	18		
		2 8 0		1	10		
		2 9 0		2	3		
		3 0 0		5	6		
		3 1 0		1	6		
		3 2 0		1	3		
	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	3 3 0		1	3		
		3 4 0		2	3		
	第 16 項 (海洋研究開発機構)	3 5 0		1	3		
		3 6 0		2	3		
	第 17 項 (水資源機構)	3 7 0		1	2		
		3 8 0		3	4		
	第 18 項 ①(特定地方交通線) ②(新線構築物) ③(新線立体交差化施設) ④(河川事業鉄軌道用資産) ⑤(変・送電用資産)	3 9 0		1	4		
		4 0 0		1	12		
		4 1 0		1	6		
		4 2 0		1	24		
		4 3 0		1	12		
		4 4 0		1	6		
		4 5 0		5	24		
		4 6 0		1	24		
		4 7 0		1	12		
		4 8 0		3	20		

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(1)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準(B) の特例率(C)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(B)	(C)	(A)	(B)
法	第 19 項 (新エリギー・産業技術総合開発機構)	9 4 9 0	12	17,846	25	27
		5 0 0		1,157	1	3
第 20 項 (科学技術振興機構)	5 1 0				2	771
第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5 2 0				1	2
第 23 項 (信用協同組合等)	5 3 0				3	5
第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0				3	5
第 25 項 (中部国際空港㈱)	5 5 0				1	2
第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5 6 0				4	5
第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0				-	-
第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0				-	-
第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0				-	-
第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0				1	2
条の三	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0			1	3
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 2 0			2	3
法第349条の3の4	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 3 0			1	2
		6 4 0			1	3
		6 5 0			2	3
第 33 項 (世界遺産)	6 6 0				1	3
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	6 7 0	25,550		1	2	12,775
合 計	6 8 0	1,177,271		-	-	588,236

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 7 4 8

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(2)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決 定 価 格		課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A)	(千円)	課 税 標 準 (B)			
					(B)	(C)		
旧第1項 (送電用資産・電気事業用)		9 0 1 0	12		25	27	29	
	(変電所・電気事業用)	0 0 2 0			1	3		
		0 0 3 0			2	3		
		0 0 4 0			3	5		
旧第2項 (ガス事業用資産)		0 0 5 0			3	4		
		0 0 6 0			2	3		
旧第13項 (立体交差化施設)		0 0 7 0			5	6		
旧第18項 (熱供給事業用資産)		0 0 8 0			-	-		
		0 0 9 0			1	3		
旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)		1 1 0 0			2	3		
旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)		1 1 1 0			1	2		
旧第27項 (生物系特定産業技術研究推進機構)		1 1 2 0			1	6		
		1 1 3 0			1	3		
旧第24項 (特定鉄道路線構築物)		1 1 4 0			1	2		
旧第25項 (日本電気計器検定所)		1 1 5 0			1	2		
		1 1 6 0			1	3		
		1 1 7 0			1	6		
旧第26項 (日本消防検定協会)		1 1 8 0			1	2		
		1 1 9 0			1	3		
		2 2 0 0			1	6		
旧第27項 (小型船舶検査機構)		2 2 1 0			1	2		
		2 2 2 0			1	3		
		2 2 3 0			1	6		
旧第28項 (軽自動車検査協会)		2 2 4 0			1	2		
		2 2 5 0	1,770		1	3	590	
		2 2 6 0	96		1	6	16	
旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)		2 2 7 0			1	3		
		2 2 8 0			1	6		

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 7 4 8

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(2)  
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

区分	行番号	決定価格		課税標準(B)		課税標準額(D)	
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A) × (B)	(D)
法第3百四十九条の三	旧第32項(高压ガス保安協会)	9 2 3 3	9 0 1 2	12	25 1 1 1	27 2 3 6	29
	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 3	2 3	0	0	1 1	3 6
	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3	4	0	0	1	2
	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 3 3	5 6 7	0	0	2 1 1	3 2 6
	合計	3	8	0	1,866	-	606

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係)

都道府県名 長野県  
市町村名 長野市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)		
				(B)	(C)	(B)	(C)	(A) × (B)	(D)	(C)	(千円)	
法附則第十五条	第1項(倉庫等)		9 0 1 0	12		25	1	2	29			
			0 2 0				3	4				
	第2項(公共の危害防止施設等)		0 3 0				1	2				
			0 4 0				2	3				
			0 5 0	30,556		1	3		10,185			
			0 6 0			3	4					
			0 7 0	74,838		1	6		12,473			
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 8 0	140,296		1	2		60,945			
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 9 0			4	5					
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 0 0			—	—					
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 1 0			—	—					
第3項(国内路線用航空機)			1 2 0			2	5					
			1 3 0			1	4					
			1 4 0			3	8					
			1 5 0			2	3					
	第4項(沖縄電力㈱)		1 6 0			2	3					
	第5項(大規模地震防災応急対策用資産)		1 7 0			2	3					
	第6項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)		1 8 0			2	3					
第7項(低公害車燃料等供給施設)			1 9 0			1	2					
			2 0 0			3	4					
			2 1 0			5	6					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「—」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 5 8

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係づき)

都道府県名 長野県  
市町村名 長野市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				(B)	(C)	(B)	(C)	(A) × (B)	(D)	(C)	(千円)
附則第15条	第8項 (国際船舶) (うち特定船舶適用分)	9 2 2 0	12			25	27			29	
		2 3 0				1	1	18	36		
	①(特定鉄道事業譲受資産) ②(新線構築物) ③(立体交差化施設) ④(河川事業鉄道用資産) ⑤(変・送電用資産)	2 2 4 0				1	1	2			
		2 5 0				1	1	6			
		2 6 0				1	1	3			
		2 7 0				1	1	12			
		2 8 0				1	1	6			
		2 9 0				1	1	3			
		3 0 0				5	5	12			
		3 1 0				1	1	12			
		3 2 0				1	1	6			
		3 3 0				3	3	10			
	第10項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0				1	1	3			
	第11項 (低床車両)	3 5 0				1	1	3			
	第12項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0				2	2	3			
		3 7 0				3	3	5			
		3 8 0				3	3	4			
	第13項 (PFI公共施設)	3 9 0				1	1	2			
	第14項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0				-	-	-	-		
		(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 1 0			-	-	-	-		
	第15項 (都市鉄道施設)	4 2 0				2	2	3			
	第16項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 3 0				1	1	2			
		4 4 0				3	3	5			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係づき)

都道府県名 長野県  
市町村名 長野市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
				の特例率 (B)	課税標準率 (C)	(B)	(C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)			
法 附 則 第 十 五 条	第 17 項 (鉄道事業再構築事業)	9 4 5 0	12			25	1	27	4	29	
	第 18 項 (バイオ燃料製造設備)	4 6 0					1		2		
		4 7 0					2		3		
		4 8 0					3		4		
	第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 9 0					1		2		
		5 0 0					2		3		
	(津波対策に資する港湾施設等)										
	第 21 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 1 0					-		-		
	(津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 2 0					-		-		
	(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5 3 0					-		-		
	第 24 項 (移動等円滑化のための設備)	5 4 0					2		3		
第 二 十 五 条	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 0					2		3		
	(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 6 0					3		4		
	(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0					3		4		
	(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0					2		3		
	(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		24,967		1		2		12,484	
	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 0 0					3		4		
	(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 1 0					2		3		
	(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 2 0					1		2		
	(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 3 0					1		2		
	(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 4 0					2		3		
	(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 5 0					6		7		
	第 26 項 (鉄道耐震補強設備)	6 6 0					2		3		
	第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6 7 0					2		3		
	第 28 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 8 0					-		-		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(3)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 長野県  
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	決 定 価 格		課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)	課 税 標 準 額 (D)	
		(A) (千円)	(B)		(A) × (B)	(C) (千円)
法 附 則	第 29 項 (協定特定港湾施設)	9 6 9 0 0	12	25	27	29
		7 7 0 0		5	6	
		7 7 1 0		2	3	
	第 30 項 (無電柱化)	7 7 2 0		1	2	
		7 7 3 0		3	4	
	第 33 項 (地域福利増進事業)	7 7 4 0		2	3	
		7 7 5 0		3	4	
	第 34 項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 7 6 0	40,098	1	2	20,049
	第 35 項 (認定就農者)	7 7 7 0		2	3	
	(滞在快適性等向上施設)					
第 十 五 条	第 37 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	7 7 8 0		1	2	
	第 38 項 (ローカル 5G)	7 7 9 0		1	2	
	第 39 項 (シェアサイクルポート)	8 8 0 0		3	4	
	(雨水貯留浸透施設)					
	第 40 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	8 8 1 0		-	-	
	第 42 項 (カーボンニュートラルポート)	8 8 2 0		2	3	
	(先端設備等) R5.4.1～R7.3.31取得	8 8 3 0	2,436,041	1	2	1,218,020
	「830行」のうち、R5.4.1～R6.1.1取 得	8 8 4 0	136,567	1	2	68,283
	「830行」のうち、R6.1.2～R7.1.1取 得	8 8 5 0	2,299,474	1	2	1,149,737
	(貸上げ目標設定事業者) R5.4.1～R7.3.31取得	8 8 6 0	1,418,213	1	3	472,738
第 43 項	「860行」のうち、R5.4.1～R6.1.1取 得	8 8 7 0	596,016	1	3	198,672
	「860行」のうち、R6.1.2～R7.1.1取 得	8 8 8 0	822,197	1	3	274,066
	(貸上げ目標設定事業者) R7.4.1～R9.3.31取得	8 8 9 0		1	2	
	(貸上げ目標設定事業者) R7.4.1～R9.3.31取得	9 9 0 0		1	4	
	第 44 項 (道路運送高度化事業)	9 9 1 0		1	3	
	第 45 項 (鉄道豪雨対策)	9 9 2 0		3	4	
	(JR本州 3社)	9 9 3 0		2	3	
	合 計	9 9 4 0	4,165,009	-	-	1,806,894

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 7 6 8

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(4)  
(法附則第15条関係)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

法 附 則 第 十 五 条	区分	行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)
				(B)	(C)			
法 附 則 第 十 五 条	旧第1項(倉庫等)	9 0 1 0	12	25	27	29		
		0 1 2 0			3	5		
	旧第3項(公害防止設備)	0 1 3 0	2,255	1	3			752
		0 1 4 0		2	3			
		0 1 5 0		3	4			
		0 1 6 0		1	2			
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 1 7 0		3	5			
		0 1 8 0		1	2			
		0 1 9 0		1	3			
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1 1 0 0	1,375	1	2			687
		1 1 1 0		2	3			
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 1 2 0		2	3			
		1 1 3 0		5	6			
		1 1 4 0		3	5			
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 1 5 0		2	3			
		1 1 6 0		1	2			
		1 1 7 0		-	-			
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1 1 8 0		3	5			
		1 1 9 0		1	2			
		2 1 0 0		2	3			
	旧第14項(新造車両(流通業務))	2 1 1 0		3	5			
		2 1 2 0		4	5			
	旧第15項(地方卸売市場)	2 1 3 0		3	4			
		2 1 4 0		1	6			
	旧第17項①(立体交差化施設) ②(旧交納付金法附則第19項) ③(旧交納付金法附則第20項)	2 1 5 0		-	-			
		2 1 6 0		-	-			
		2 1 7 0		1	2			
	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 1 8 0		2	3			
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 1 9 0		1	2			
	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2 2 0 0		1	2			
	旧第21項(国立大学校舎)	3 0 0 0		1	2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 7 6 8

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(4)  
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 長野県  
市町村名 長野市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)		(3)		(4)	
			(B)	(C)	(B)	(C)	(A) × (B)	(D)	(C) (千円)	
法附則第十五条	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	9 3 1 0	12		25	27	27	29		
	旧第32項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 3 2 0			1	2				
	旧第33項 (帰還環境整備推進法人)	3 3 3 0			1	3				
	旧第36項 (公共荷さばき施設)	3 3 4 0			1	2				
	旧第36項 (対象特定電気通信設備)	3 3 5 0			3	4				
	旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	3 3 6 0			1	2				
		3 3 7 0			1	4				
	旧第37項 (立地誘導促進施設)	3 3 8 0			2	3				
合計		3 3 9 0		3,630	—	—	—	1,439		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 7 7 8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(5)  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区分		行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				の 特 例 率 (C)	(2)	
				(1)	(3)	
法附則第十五条の二項の三各項との連乗	第1項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9 0 1 0	12	25	27	29
	①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0		1	2	
	JR北海道・四国に係る特例と法第三百四十九条の三各項との連乗	0 3 0		1	6	
	②(新線構築物)	0 4 0		1	3	
	③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12	
	④(新幹線鉄軌道用資産)	0 6 0		1	6	
	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 7 0		1	12	
	⑥(青函・本四 新線構築物)	0 8 0		1	6	
	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	0 9 0		1	12	
	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 0 0		1	36	
	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 1 0		1	18	
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 2 0		1	72	
	⑪(変・送電用資産)	1 3 0		1	36	
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	1 4 0		1	20	
	⑬(鉄道耐震補強設備)	1 5 0		1	3	
	⑭(鉄道豪雨対策)	1 6 0		5	12	
	⑮(鉄道豪雨対策 (JR本州3社))	1 7 0		1	12	
		1 8 0		1	6	
		1 9 0		1	6	
		2 0 0		3	10	
		2 1 0		1	3	
		2 2 0		3	10	
		2 3 0		1	3	
		2 4 0		3	8	
		2 5 0		1	3	

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 7 8 7 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(5)  
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづき)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区分		行番号	決定価格		課税標準(B) の特例率(C)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
			(A) (千円)	(B)	(C)	(D)		
法附則第十五条の三	①(旅客会社等に係る承継特例)	9 2 6 0	12		25	3	27	5 29
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 7 0			-	-	-	
	③( J R 北海道・四国に係る特例)	2 8 0			3	10		
	④( J R 北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 9 0			-	-	-	
法附則第16条の2		3 0 0			1	2		
法附則第16条の2		3 1 0			1	2		
法附則第16条の2		3 2 0			1	3		
法附則第16条の3		3 3 0			1	2		
合計		3 4 0	0	-	-	0		

地方公共団体コード	表番号
1 2 0 2 0 1 1	7 8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例  
規定の適用を受けるものに関する調(6)  
(法附則第56条, 法附則第56条の2等)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

区分		行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 (B)		課 税 標 準 額 (D) (千円)
				の 特 例 率 (C)	(B)	
法附則第56条	第12項(東日本大震災)	9 0 1 0	12		25 1	29 2
	第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0			1	2
法附則第56条の二	旧第3項(被災代替鉄道施設等)	0 3 0			2	3
	旧第4項	0 4 0			1	4
		0 5 0			1	6
		0 6 0			1	12
		0 7 0			5	24
	(新型コロナ先端設備等) R3.4.1～R5.3.31取得分	0 8 0			1	12
		0 9 0	1,265,276	0	0	0
合 計		1 0 0	1,265,276	-	-	0

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
12020111	7798

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

区分	行番号	(1) 納税義務者数(人)	(2) 課税標準額(千円)
150万円未満のもの	9010	12 7,326	21 3,614,386 <sup>33</sup>
150万以上160万円未満のもの	9020	12 166	21 257,633 <sup>33</sup>
160万以上170万円未満のもの	9030	12 145	21 239,056 <sup>33</sup>
170万以上180万円未満のもの	9040	12 135	21 235,572 <sup>33</sup>
180万以上190万円未満のもの	9050	12 123	21 227,535 <sup>33</sup>
190万以上200万円未満のもの	9060	12 115	21 223,711 <sup>33</sup>
200万以上250万円未満のもの	9070	12 521	21 1,165,973 <sup>33</sup>
250万以上300万円未満のもの	9080	12 405	21 1,107,577 <sup>33</sup>
300万以上1,000万円未満のもの	9090	12 2,137	21 11,712,321 <sup>33</sup>
1,000万以上2,000万円未満のもの	9100	12 703	21 9,919,279 <sup>33</sup>
2,000万以上3,000万円未満のもの	9110	12 258	21 6,345,132 <sup>33</sup>
3,000万以上1億円未満のもの	9120	12 465	21 25,603,882 <sup>33</sup>
1億円以上のもの	9130	12 294	21 275,766,714 <sup>33</sup>
計	9140	12 12,793	21 336,418,771 <sup>33</sup>
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 9150	12 17 21 110,886,547 <sup>33</sup>
		知事配分分 9160	12 3 21 5,757,132 <sup>33</sup>
	法 第 743 条 関 係	9170	12 21 33

地方公共団体コード	表番号
12020111	780

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

区分	行番号	納税義務者数（人）	課税標準額（千円）
150万円未満のもの	9010	12 3,063	21 1,713,106 <sup>33</sup>
150万以上160万円未満のもの	9020	12 83	21 128,620 <sup>33</sup>
160万以上170万円未満のもの	9030	12 55	21 90,752 <sup>33</sup>
170万以上180万円未満のもの	9040	12 69	21 120,375 <sup>33</sup>
180万以上190万円未満のもの	9050	12 51	21 94,483 <sup>33</sup>
190万以上200万円未満のもの	9060	12 51	21 98,957 <sup>33</sup>
200万以上250万円未満のもの	9070	12 214	21 479,935 <sup>33</sup>
250万以上300万円未満のもの	9080	12 176	21 481,152 <sup>33</sup>
300万以上1,000万円未満のもの	9090	12 738	21 3,802,708 <sup>33</sup>
1,000万以上2,000万円未満のもの	9100	12 108	21 1,439,114 <sup>33</sup>
2,000万以上3,000万円未満のもの	9110	12 16	21 380,407 <sup>33</sup>
3,000万以上1億円未満のもの	9120	12 9	21 325,487 <sup>33</sup>
1億円以上のもの	9130	12 1	21 148,873 <sup>33</sup>
計	9140	12 4,634	21 9,303,969 <sup>33</sup>
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 9150	21 33
		知事配分分 9160	21 33
	法 第 743 条 関 係	9170	21 33

地方公共団体コード	表番号
12020111	7818

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	9010	12 4,263	21 1,901,280 <sup>33</sup>
150万以上160万円未満のもの	9020	12 83	21 129,013 <sup>33</sup>
160万以上170万円未満のもの	9030	12 90	21 148,304 <sup>33</sup>
170万以上180万円未満のもの	9040	12 66	21 115,197 <sup>33</sup>
180万以上190万円未満のもの	9050	12 72	21 133,052 <sup>33</sup>
190万以上200万円未満のもの	9060	12 64	21 124,754 <sup>33</sup>
200万以上250万円未満のもの	9070	12 307	21 686,038 <sup>33</sup>
250万以上300万円未満のもの	9080	12 229	21 626,425 <sup>33</sup>
300万以上1,000万円未満のもの	9090	12 1,399	21 7,909,613 <sup>33</sup>
1,000万以上2,000万円未満のもの	9100	12 595	21 8,480,165 <sup>33</sup>
2,000万以上3,000万円未満のもの	9110	12 242	21 5,964,725 <sup>33</sup>
3,000万以上1億円未満のもの	9120	12 456	21 25,278,395 <sup>33</sup>
1億円以上のもの	9130	12 293	21 275,617,841 <sup>33</sup>
計	9140	12 8,159	21 327,114,802 <sup>33</sup>
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 9150	12 17 21 110,886,547 <sup>33</sup>
		知事配分分 9160	12 3 21 5,757,132 <sup>33</sup>
	法 第 743 条 関 係	9170	12 21 33